

青森県報

第三千四百九十九号

平成二十四年
二月十日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営支援課)	二
右 同……………	(同)	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(同)	三
公安委員会……………	(交通安全課)	四
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………	(交通企画課)	四
公営企業……………	(同)	四
青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札……………	(病院局 つくしが丘 病院運営室)	八

告

示

青森県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

より告示する。

平成二十四年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 財団法人秀芳園弘前中央病院	所在地又は住所 弘前市大字吉野町三の一	廃止年月日 平成四一・三
-------------------------	------------------------	-----------------

青森県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 弘前中央病院 深浦町国民健康保険岩崎診療所 いちい薬局深浦町岩崎店	所在地又は住所 弘前市大字吉野町三の一 一 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の 一 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の	指定年月日 平成四一・四 二四・一・五 二四・一・四
---	--	-------------------------------------

青森県告示第八十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ときわ会訪問看護ステーション	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一	平成二四・二・一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルショッピングセンターむつ
むつ市中央二丁目四九の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大湊興業株式会社
むつ市中央二丁目一三の一四
代表取締役 濱崎正明
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	株式会社エーピーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂二丁目二二の一 代表取締役 野口実	平成二四・二・一六 二四・二・一三

株式会社フジカラー八戸 八戸市下長一丁目三の三 代表取締役 佐々木敏勇	株式会社東京堂 むつ市小川町一丁目六の一 代表取締役 内田大輔	二四・二・一
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更無し	二四・二・三
有限会社佐々木薬局 むつ市緑町一八の五五 代表取締役 佐々木隆幸		二四・二・三
株式会社ナミオカ むつ市本町四の二 代表取締役 浪岡悦郎		二四・二・三

- 四 届出年月日
平成二十四年一月二十三日

五 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所
- 2 期間
平成二十四年二月十日から同年六月十日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

- この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十四年六月十日
 - 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
 - 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 川鍋尚弘

三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	第四駐車場及び第七駐車場 午前九時三十分（ただし、日・祝祭日及び八月十一日から八月十七日及び十二月二十一日から十二月三十一日）は午後八時三十分）から午後九時まで	第四駐車場 午前九時三十分（ただし、日・祝祭日及び八月十一日から八月十七日及び十二月二十一日から十二月三十一日）は午後八時三十分）から午後九時まで	平成 二四・二・三

四 届出年月日

平成二十四年二月二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年二月十日から同年六月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年六月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称)イオン八戸ショッピングセンター
八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 村井正平
- 三 八戸市の意見の概要
- 1 駐車場について、必要台数を確保すること。
 - 2 駐車場の出入りは左折とすること。(出入口3・4)
 - 3 出入口位置決定理由を届け出ること。
 - 4 駐輪場について、必要台数を確保すること。
 - 5 自動二輪車の駐車場の確保に努めること。
 - 6 荷さばき施設の処理能力を検討すること。
 - 7 案内表示等の設置を検討すること。
 - 8 児童生徒の登下校時における交通安全確保に努め、必要に応じて出入口に交通誘導員を配置すること。
 - 9 バス停留場が必要な場合は、スペースを確保すること。
 - 10 地域住民及び来店者、特に高齢者の通行の利便性確保に努めること。
 - 11 周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう騒音防止対策を講じること。苦情が寄せられた場合は誠意を持って速やかに対応すること。
 - 12 送風機室外機等の付帯設備が騒音・振動規制法、青森県公害防止条例に定める施設に該当する場合は各種届出を行うこと。
 - 13 廃棄物保管施設においては、資源化するもの、一般廃棄物又は産業廃棄物として処分するもの等、分別の徹底に配慮すること。
 - 14 収集運搬は、原則として一般廃棄物(紙ごみ・生ごみ等)は一般廃棄物収集運搬許可業者へ、産業廃棄物(プラスチックごみ・金属ごみ・ガラスごみ等)は産業廃棄物収集運搬許可業者への委託が必要である。
 - 15 一般廃棄物に関する詳細は八戸市環境政策課、産業廃棄物に関する詳細は青森県八戸環境管理事務所にお問い合わせのこと。
 - 16 市の事業系ごみ処理マニュアルを参照すること。
 - 17 市では一般廃棄物処理計画において、事業所から排出される紙ごみの資源化を促進するため、焼却施設である八戸地域広域市町村圏事務組合八戸清掃工場への

「資源となる紙」の搬入を規制しているので、市ホームページを参照し、適切に処理すること。

18 八戸市景観計画区域(市内全域)内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等(建築物等の新築・増築、土地の形質の変更)を行うときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三十日前までに景観計画区域内行為届出書を提出すること。

19 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例で定めるところにより、許可を受けること。

20 八戸市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例に適合すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年二月十日から同年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

公安委員会

青森県警察本部長告示第七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八八條の二第一項第一号に規定する講習をいう。)(業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。))を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。))により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))、

競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成二十四年二月十日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「道交法施行規則」という。）第三十八條の三前段に規定する者で、県と役務契約を締結することを希望するものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(二) 令第六十七條の四第二項各号（同令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に關し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B又はCの三等級のいずれかに格付された者であつて、役務契約の予定金額に対応する等級（二十万円以上にあつてはA、百五十万円以上二十万円未満にあつてはA又はB、百五十万円未満にあつてはA、B又はCをいう。以下同じ。）の格付にある者とする。

(四) 平均生産額又は販売額
資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三條第七項に規定する事業主にあつては、所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三條第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約の予定金額に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約の予定金額に対応する等級以外の等級の格付にある者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十四年二月十日から同年二月二十四日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通企画課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。）
貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）等す

すべての納税証明書

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に關し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) その他必要書類(道交法施行規則第三十八条の三前段の規定に係る審査に要するもの)

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語による翻訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により、日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査の結果の通知において指定する日から平成二十七年三月三十一日までとし、有効期間の経過後においても継続して競争入札参加資格の格付を希望する者は、平成二十七年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格、資格審査の申請等に係る公示に基づき、資格審査を申請しなければならない。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第三号)を、青森県警察本部交通部交通企画課を経由して、青森県警察本部長に提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項に関するものである場合には、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に關し重要と認められる事項

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(安全運転管理者等講習業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種(複数業種記入禁止)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

経営規模等総括表

区分	新規	・	継続	審査値	格付
----	----	---	----	-----	----

区分	役務の提供				
----	-------	--	--	--	--

フリガナ 商号名称	-----				代表者 氏名	
住所又は 所在地	〒				電話番号	
主たる営業 の所在地	〒				FAX番号	
本申請の担 当者	部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号
希望する 業務の種 類	業務の提供					

平均は 又	直前第2年度決算	直前第1年度決算	平均生産額 (①+②) / 2	役 務
	①	②		
自己資本額	資本金(元入金)			
	総資産合計(次年度繰越純資本金額)			
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人
経 営 比 率	流動資産() × 100 = %			
創 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現 組 織 変 更 日 年 月 日	営 業 中 断 期 間 年 月 年 月	通 算 年 数 年
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務 有 ・ 無			
I S O 認 証 取 得	法定雇用率達成 有 ・ 無			雇用障害者数 人
	I S O 認 証 取 得 有 (ISO9001 又は ISO14001)			無

注) 太枠の欄は記入しないでください。

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	
16	〒	電話番号	
		FAX番号	

様式第3号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので
届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 月 日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 廃止月日 年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

公 営 企 業

青森県立つくしが丘病院清掃業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年二月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務の委託

1 業務名

青森県立つくしが丘病院清掃業務

2 業務内容

入札説明書による。

3 業務委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの二年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

4 業務場所

青森県立つくしが丘病院（青森市大字三内字沢部三五三の九二）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により清掃業務の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成十九年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

7 本業務について入札説明書に記載された業務体制が整備されていることを証明した者であること。

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有すること並びに入札説明書に示す証明書等について次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数

二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に証明書及び入札説明書に基づく本業務の業務計画書等の関係資料を添えて、入札説明書に示す提出期限までに青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書等の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市大字三内字沢部三五三の九二

青森県立つくしが丘病院（青森県病院局運営部つくしが丘病院運営室）

電話 〇一七 七八七 二二二一

2 入札書の提出期限

平成二十四年三月二十七日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市大字三内字沢部三五三の九二

青森県立つくしが丘病院 三階会議室

平成二十四年三月二十七日 午前十時

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県病院局財務規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十三号）第八十二条第一項において適用する青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百三十三条及び第三百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わし時期

平成二十四年四月一日

七 落札者の決定方法

入札説明書に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行い、かつ、八の2の規定により落札対象とする者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とするところがある。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされていると判断した三の1の申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積総額のうち一事業年度分の金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続の停止等

平成二十四年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

- 1 Service to be required:
Cleaning of Aomori Prefectural
Tsukushigaoka Hospital
- 2 Fulfillment period:
From April 1, 2012 through March 31, 2014
- 3 Time Limit for tender:
10:00a. m. March 27, 2012
- 4 Contact point for the notice:
Aomori Prefectural Tsukushigaoka
Hospital
353-92, Sawabe, Sannai
Aomori City, Aomori 038-0031
JAPAN
TEL 017-787-2121

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭